



島根県報

平成26年6月20日（金）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立中央病院における外部接続ネットワークサービス業務に係る提案競技の（病 院 局） 2
実施

公 告

島根県立中央病院外部接続ネットワークサービス業務に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成26年 6 月20日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県立中央病院外部接続ネットワークサービス業務

(2) 仕様

別に定める「島根県立中央病院外部接続ネットワークサービス業務仕様書」による。

(3) 契約期間

契約日から平成29年10月31日まで

(4) 提案価格の上限額

28,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県立中央病院病院長の提案競技参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

3 提案競技説明に関する事項**(1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所****ア 配布期間**

平成26年 6 月20日（金）から同年 7 月 9 日（水）まで

土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院 2階 情報システム管理室内
電話 0853-30-6427
F A X 0853-21-2975

(2) 提案競技説明会

実施しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社等概要書又は経歴書 1部
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- エ 財務諸表（決算報告書） 1部
- オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部
- キ 役員等名簿 1部
- ク 担当者届 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

- ア 提出方法
郵送又は持参による。
- イ 提出期限
平成26年7月9日（水）正午まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）
- ウ 提出先
10に同じ。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

平成26年6月30日（月）午後5時まで

(3) 提出先

10に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年7月4日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

- ア 提案書 10部

イ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年7月29日（火）正午まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

ウ 提出先

10に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 別に設置する「島根県立中央病院外部接続ネットワークサービス業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、以下の点を特に考慮する。

ア 安定性

イ セキュリティ

ウ サービス更新に伴う作業

エ サービスの柔軟性

オ 中央病院スタッフの負担軽減

カ サービスに係る費用対効果

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加減算する方法により合計得点を算出する。

(5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリングを行う。

(6) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 契約方法

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

9 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、応じない。

(2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 情報システム管理室 担当：門脇、吉川

電話（直通） 0853-30-6427

ファックス 0853-21-2975

電子メール kikaku@spch.izumo.shimane.jp

11 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Services for Network Management and internet access
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 12 : 00 p.m 9 July 2014
- (3) For further details contact : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1, Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.
TEL : 0853-30-6427